

令和 7 年 第 12 回 農業委員会総会

日 時 令和 7 年 12 月 23 日 (火) 午後 3 時 00 分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 山城 学	代理 玉城 正智	1 番 島袋 輝夫	2 番 金城 義幸
3 番 大本 秀子	4 番 長嶺 栄	5 番 百次 成仁	6 番 久保田 政子
7 番 久保田 隆之	8 番 大城 真由美	9 番 赤嶺 道彦	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 赤嶺 三枝子	2 番 大城 良計	3 番 玉城 千夏	4 番 伊敷 栄三
5 番 賀数 正	6 番 玉城 淳一	7 番 大城 篤	8 番 金城 宏達
9 番	10 番 仲吉 勝弘	11 番 安谷屋 健治	12 番 上原 洋子
13 番 志茂 政安	14 番 山城 満		

【欠席委員】

安谷屋 健治

【職務のために出席した職員】

大城 孝良 国吉 孝

【議事録署名人】

3 番 農業委員 大本 秀子 4 番 農業委員 長嶺 栄

【議事日程】

日程第 1	議案第 50 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 51 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 52 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 4	議案第 53 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
日程第 5	議案第 54 号	非農地証明願いについて

令和7年 第12回 総会 議事録

事務局	これより令和7年第12回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 本日は推進委員1名が欠席となっております。 それでは会長よろしく申し上げます。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和7年第12回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は3番農業委員の大本秀子さん、4番農業委員の長嶺栄さんでお願いします。次回調査委員は、5番農業委員の百次成仁さん、6番農業委員の久保田政子さん、2番推進委員の大城良計さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第50号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（22件） 日程第2 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（9件） 日程第3 議案第52号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について（5件） 日程第4 議案第53号 農地中間管理事業の推進に関する法律づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について（7件） 日程第5 議案第54号 非農地証明願いについて（2件） 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第50号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。1番は照屋の1筆で売買による所有権移転であります。2番は北波平の1筆で贈与による所有権移転であります。3番は国吉の2筆で5年間の賃借権の設定であります。4番は名城の3筆で贈与による所有権移転であります。5番は山城の1筆で売買による所有権移転であります。3ページをお開き下さい。6番は豊原の3筆で贈与による所有権移転であります。7番は豊原の1筆で贈与による所有権移転であります。 8番は阿波根の1筆で贈与による所有権移転であります。9番は阿波根の4筆で贈与による所有権移転であります。

	10番は喜屋武の1筆で売買による所有権移転であります。4ページをお開き下さい。11番は名城の1筆及び喜屋武の1筆で売買による所有権移転であります。12番は大里の1筆で売買による所有権移転であります。13番は与座の1筆で売買による所有権移転であります。14番は喜屋武の1筆で贈与による所有権移転であります。15番は座波の1筆で5年間の賃借権の設定であります。5ページをお開き下さい。16番は喜屋武の4筆で贈与による所有権移転であります。17番は真栄里の1筆で売買による所有権移転であります。18番は真栄里の1筆で売買による所有権移転であります。19番は豊原の1筆で売買による所有権移転であります。20番は米須の1筆で贈与による所有権移転であります。6ページをお開き下さい。21番は宇江城の1筆で売買による所有権移転であります。22番は豊原の1筆で売買による所有権移転であります。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	質問なし
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第50号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	異議なしと認め、議案第50号は可とします。 次に議案第51号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは8ページをお開き下さい。1番は阿波根の1筆で第3種農地で、一般住宅への転用であります。2番は阿波根の1筆で第1種農地で、資材置場への転用であります。3番は北波平の1筆で第1種農地で、車両置場への転用であります。4番は北波平の1筆で農用地で、農業用施設への転用であります。9ページをお開き下さい。5番は座波の1筆で第2種農地で、一般住宅への転用であります。6番は大里の1筆で第2種農地で、一般住宅への転用であります。7番は米須の1筆で第1種農地で、野菜集出荷施設への転用であります。8番は伊原の1筆で第1種農地で、たまご販売所・駐車場・資材置場への転用であります。10ページをお開き下さい。9番は、名城の1筆で、第1種農地で、敷地拡張のための転用であります。説明は以上です。

会長	現場調査員の報告をお願いします。
委員	11 ページをお開きください。申請地は、商業施設、住宅用地、雑種地に囲まれており、街区を形成する区域にあり、第3種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。 13 ページをお開き下さい。申請地は、第1種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、資材置場への転用は問題ないものと判断しました。 15 ページをお開き下さい。申請地は、第1種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、車両置場への転用は問題ないものと判断しました。 17 ページをお開き下さい。申請地は、農用地区域内農地ではありますが、用途変更の許可を受けており、農業用施設の設置は問題ないと思われます。また、当該農用地は農地法第3条許可申請による許可を得ており、代替地の検討を要しないものです。 19 ページをお開き下さい。申請地は、住宅、雑種地等で囲まれた小集団の生産性の高くない第2種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。 21 ページをお開きください。申請地は、四方を住宅地、雑種地で囲まれた第2種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。 23 ページをお開きください。申請地は、第1種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、農業用施設への転用は問題ないものと判断しました。 25 ページをお開きください。申請地は、第1種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、駐車場・資材置場等の転用は問題ないものと判断しました。 27 ページをお開きください。申請地は、第1種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の「敷地拡張」に該当し、転用は問題ないものと判断しました。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	質問なし

会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 51 号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 51 号は可とします。 次に議案第 52 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について事務局説明願います。
事務局	それでは 29 ページをお開き下さい。5 件読み上げて説明。
会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし
会長	異議なしと認め、議案第 52 号は同意とします。 次に議案第 53 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について事務局説明願います。
事務局	それでは 38 ページをお開きください。7-61～7-67 まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	質問なし
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 53 号については可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	異議なしと認め、議案第 53 号は可とします。 次に議案第 54 号非農地証明願いについて事務局説明願います。

事務局	それでは 39 ページをお開き下さい。 1 番は喜屋武の 1 筆で、平和の道線の道路用地として土地収用された残地で、面積が 5.91 m²と小さく、農地としての利用ができない状況である。 2番は与座の1筆で、20 年以上前から山林・原野化しており、今後も農地としての利用が見込めない状況である。説明は以上です。
会長	現場調査員の報告をお願いします。
委員	40 ページをお開き下さい。 事務局と長嶺委員と赤嶺推進委員の3人で現場確認を行いました。 1番の土地は、喜屋武集落の北側の位置にあり、山林・原野化している状況で、面積が 5.91 m²と小さく、今後も畑としての耕作は見込めないと思われる為、非農地証明を許可しても、何ら問題は無いものと判断いたしました。 続いて資料の41ページをお開き下さい。 2番の土地は、与座岳分屯基地の東側の位置にあり、山林・原野化している状況で、今後も畑としての耕作は見込めないと思われる為、非農地証明を許可しても、何ら問題は無いものと判断いたしました。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	非農地証明を申請した場合、地目は原野になるのですか。
事務局	原野になるのかどうかは、登記官の判断かと思われます。 地目をこちらが指定するわけではありません。
委員	わかりました。ありがとうございます。
会長	他に質問はありませんか。
委員	質問なし
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 54 号については可としてよろしいでしょうか。

委員

異議なし

会長

異議なしと認め、議案第 54 号は可とします。本日の案件は以上です。
これで本日の総会を終了いたします。

3 番農業委員 大本秀子

4 番農業委員 長嶺 幸子